

特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表  
 (第一条関係) (傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与及び旅費に関する条例	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例
第一条・第二条 (略)	第一条・第二条 (略)
第三条 特別職の職員に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十七・五</u> を乗じて得た額を期末手当として一般職の職員の例によつて支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)	第三条 特別職の職員に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十二・五</u> を乗じて得た額を期末手当として一般職の職員の例によつて支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)
第四条～第七条 (略)	第四条～第七条 (略)

(第二条関係)

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
特別職の職員の給与及び旅費に関する条例	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例
第一条・第二条 (略)	第一条・第二条 (略)
第三条 特別職の職員に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十五</u> を乗じて得た額を期末手当として一般職の職員の例によつて支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)	第三条 特別職の職員に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十七・五</u> を乗じて得た額を期末手当として一般職の職員の例によつて支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)
第四条～第七条 (略)	第四条～第七条 (略)

(第三条関係)

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例	埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例
第一条～第三条 (略)	第一条～第三条 (略)
第四条 教育長に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十七・五</u> を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)	第四条 教育長に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十二・五</u> を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)
第五条～第七条 (略)	第五条～第七条 (略)

(第四条関係)

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例	埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例
第一条～第三条 (略)	第一条～第三条 (略)
第四条 教育長に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十五</u> を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)	第四条 教育長に対しては、給料月額及びその給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に <u>百分の百七十七・五</u> を乗じて得た額を期末手当として支給する。ただし、在職期間が六箇月未満の場合にあつては、本文に規定する額に次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもつて期末手当の額とする。 一～三 (略) 2・3 (略)
第五条～第七条 (略)	第五条～第七条 (略)